



一歩一歩

前進めざして



CONTENTS

- ◆デートDVについて知る ～なぜ防止教育が必要なのか～
- ◆G-NETレポート
 - ・「カチン!」とくる言葉展
 - ・ユースリーダー事業
 - ・オンラインミニ講座
- ◆滋賀県女性活躍推進課よりお知らせ
 - ・滋賀県女性活躍推進企業認証制度 初「三つ星企業」認証
 - ・保活直前! お仕事探し応援ウィーク 等
- ◆男女共同参画相談室・マザーズジョブステーション情報

デートDVについて知る

DVは若年層世代のカップルでも起きており、これを「デートDV」といいます。

『男女間における暴力に関する調査』（平成29年度内閣府）では、交際相手から被害を受けたことがあったと回答した女性が21.4%、男性が11.5%でした。

また、滋賀県『令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査』においては、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力を直接経験した・まわりに経験した（している）人がいると回答した人は、男性では29.3%、女性では37.2%でした。DVはとてもデリケートな問題で顕在化しにくく、当事者だけで解決するのは困難なため、周りの人の協力が不可欠です。

児童・生徒がお互いを尊重した、よりよいパートナーシップを育むために大人が理解しておきたいことについて、NPO法人レジリエンス代表の西山さつきさんにZoomオンラインにてご講演いただきました。

7月29日（水）開催

『なぜ今、学校におけるデートDV防止教育が必要なのか ～子どもたちの未来を守るために～』



◆プロフィール◆

2003年、「レジリエンス」結成時からDV・デートDVに関する講演、研修会の講師として活躍。全国各地で、DV、デートDV、心の傷つき、トラウマ、そこからの回復などについて、当事者、当事者の家族・友人、支援者、学生、教育関係者、さまざまな立場の人々に有用な情報を伝えている。共著に「傷ついたあなたへ」「傷ついたあなたへ2」（梨の木舎）、「子を、親を、児童虐待から救うー先達32人 現場の知恵」（公職研）など ※当センター図書・資料室でも貸出しています。

DVはとても身近な問題です

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は配偶者からの暴力の被害経験があります。（内閣府調査）“3人中1人”と考えると、DVはとても身近な問題です。自分自身が経験するかもしれない、友だちが経験する（している）かもしれない、家の中で起きているかもしれません。子どもたちが相談する先は友だちが最も多いのに、デートDVの理解がないために、友だちがよかれと思ってした誤ったアドバイスにより、さらに被害を生じさせてしまうこともあります。また、子どもたちがこのような講座に参加しにくかったり、自分では相談先や正しい理解のための情報が得られなかったりして被害を大きくしてしまうことも懸念されます。インターネット等により様々な情報があふれる中、子どもたちに正しい情報を伝えられるのは「学校」なのです。そのために、まずは子どもに関わる大人がデートDVについて知り、伝えていくことが大切です。

デートDVの問題点

- ・DV防止法が適用されない。➤DV防止法は夫婦間、同棲している恋人が対象。
- ・簡単に別れられる、たいしたことではないと軽視されがち。➤DV、デートDVも別れるのは容易ではありません。
- ・専門の相談機関が少ない。➤若年層にとっては電話などでの相談に対するハードルが高くなります。
- ・虐待などと併発していると、より複雑になり、発達段階における脳や身体に与える影響が大きい。
- ・進路の選択に影響する。
- ・性に関する正確な情報にふれる機会が少ない。➤性に関することをタブーにしてしまうと、性暴力被害にあったことをSOSとして発信できない。なぜなら、性＝タブーだから。

どんな人が被害者になるのか

DV被害は特殊な人が受けるわけではありません。世の中に暴力という手段がある限り、被害者は常に存在し、だれでも被害者になる可能性があります。

DVとは、パワーとコントロール

力（パワー）を使って相手を自分の思い通りに動かす（コントロール）、それを強化するための手段が「暴力」です。暴力は身体的なものだけではなく、繰り返される暴力により、被害者はどんどん内面の価値観がさがって気力や思考力を奪われることがあります。

尊重がない愛情は LOVEじゃない！

尊重がある関係において、暴力が選択される必要はありません。自分の価値観を押し付ける関係は、支配と被支配の関係になってしまいます。尊重を増やせば、暴力はなくせるのです。



恋愛幻想 ～束縛されたい女の子～

束縛されることをうれしい、愛されていると感じる人も少なくありません。日々の生活の中で、ドラマや歌、本などからシャワーのように浴びている「恋愛」のイメージが束縛＝愛情だと勘違いさせてしまいます。「現実はちょっと違うかもね。」とメディア・リテラシーの力をつけ、ちょっと立ち止まって考えることも大切です。「束縛されたい」の本音は、「大事にされたい」、「愛されたい」という気持ちなのではないでしょうか。

ほどよい距離感を

物理的距離と心理的距離がいつもぴったりで、2人の恋愛関係にどっぴりつかって、恋愛の中で自分を満たそうとするよりも、ほどよい距離感を保ちながら、恋愛も”一部“として、恋愛以外の関係性も大切にできる、自分の内側で自分を満たしていける方法を見つけることで、尊重のあるいい恋愛ができるのです。



暴力はあってはならない ～デートDVを予防するために大切なこと～

「暴力は悪いけど、暴力をふられるあなたにも悪いところがあるんじゃないの？」

悪いところがあったにせよ、暴力ではない解決方法は必ずあります。「暴力」という手段を選んだことがいけないのであって、被害を受けた人は悪くありません。

「暴力をふるっていい理由はひとつもない。暴力をうけていい人はいない。あなたは悪くない！」

と周りの大人が目につけ、いい関わりをすることで、DVが及ぼす子どもへの悪い影響を軽減することができます。そして、助けを求めることで状況を変えられるんだという「学び」が、トラウマ経験を糧にして成長し、その後のよりよい生き方につながります。

デートDV、DVの仕組みはいじめや虐待にも共通します。また、その回復のための情報や社会ができることにも共通点があります。これらはなくなったら終わりではなく、その後表面化するトラウマ(心の深い傷)があるため、①予防すること、②介入すること、③回復していくためのその後のケア の3つが大切です。

暴力をふるう原因は、「暴力をふるっていい」と思っていることであり、どこかでそう学んだということです。予防教育の中で「暴力でない方法」を学べるようにすること、非暴力の尊重があるいい人間関係を学べるチャンスを逃さないようにしてください。また、大人は「子どもの恋愛だからすぐ別れられるだろう。」と思いがちですが、子どもたちも別れられなくて、何度も別れてはよりを戻すことがあるということも知っておかれるとよいでしょう。

周囲の人ができること

- ・大人がデートDVの知識をつけ、デートDVに気づき、見抜く。
- ・外部の組織やサービスなどとつながりをつくっておく。(デートDV対応の相談機関、警察、病院など)
- ・学習の中で、デートDVを取り上げていく。また、日常の中でも恋愛幻想や暴力についてふれていく。
- ・DVに関する本、ワークブック、DVDなどの教材を用意する。
- ・デートDV予防教育はDV家庭の子どもたちへの介入も含みます。

DVがあったらどうしたらいいの、DVをしていたらどうしたらいいの、家の中にDVがあったら…「自分のせいだ」と責める子どもたちに、あなたのせいじゃない、あなたの問題ではない、あなたに責任はないからその責任は手放してもいいんだということを伝えてください。そのことばに救われ、安心できる子もいます。

「DV」や「デートDV」ということばを
使わずに介入できるチェックリストです。
レジリエンスのHPにも掲載されています。

◎ 支配があるかのチェックリスト

- の言うことは絶対だ
- 自分の希望を●●に伝えるのはとてもエネルギーがいる
- が帰ってくると緊張する
- を恐れている
- がいる前で電話をしたくない
- を待たせると思っている
- 自分がどう感じるかよりも●●が怒らないかが基準になっている
- の言動に意見できないと思っている
- たとえ間違っていると思っても、●●に同調しなくてはならない
- に自分の本音は絶対に言えない
- が怒りだすと、なんとかなだめようとしてしまう
- が機嫌が良い状態であるためにはどんなことでもすると思う
- どんなに自分が楽しんでいても●●の機嫌が悪くなるともう楽しむことはできない
- についたうそがばれるのが怖くてしょうがない

出典:NPO法人 レジリエンス

DV・デートDVだけでなく、虐待、パワーハラスメントなど、様々な傷つきが社会にはあります。傷つきからの回復には「良い人間関係・つながり」を感じられることが助けになります。

新型コロナウイルス感染拡大により、ストレスも高く、誰しも心身の調子を崩しやすい時でもあります。そのような時にも必要となるのが、「良い人間関係・つながり」です。差別のない、尊重のあるつながりが今こそ重要です。

何らかの辛い状況にある子どもたちがつながりを感じられるような安全な大人の存在が、地域にさらに増えていくことを願っています。

今回の講演が、私たち一人ひとりが今何ができるのかを、考えるきっかけになればとても嬉しいです。

このような時期ではありますが、オンラインで講演を実施してくださった滋賀県立男女共同参画センターの皆さんに心から感謝しています。

NPO法人レジリエンス 西山きつき

「カチン！」とくる言葉展



6月10日(水)から30日(火)まで「カチン！」とくる言葉展を当センターにて開催しました。日頃の生活や仕事の中での「カチン！」とくる言葉を知ること、相手の思いを考慮することや、知らず知らずに持っていた偏見に気づききっかけとなりました。今回、応募いただいた中から5点紹介します。

好評につき、「ジェンダー平等な言葉」を加えて追加募集しています。是非ご応募ください！

「晚ごはん なに??」 (サクラさん)

共働きで、家事は分担しているのに、こちらが作るという前提で話しかけてくることにカチンときた。

「手伝うよ」 (杏さん)

自主的にやるのではなく、手伝うというスタンスがまずムカつきます。なぜ妻が、母が、女が、家の仕事や育児をやるのか？夫、父、男が主体的にやってもいいはず。夫も妻も、男も女も平等です。

「仕事辞めるか、減らしたらいいのに」 (桜梅桃李さん)

正社員で働くことについて 義母からの言葉育児・家事・仕事の両立が大変なことを気遣ってのことだと理解しているがパートナー(義母の息子)の協力があればもっと楽になる。

「男の子やろ。泣いたらあかん！」

こうやって、小さい頃から男の子は「強くないといけない」という鎧を着てしまう。性別を理由に「泣くな」とは、あまりに理不尽！



館内展示の様子



「なし」 (ゆきだるまさん)

家庭の中で、役割分担を決めており、女だから、男だから～するべきという行動や発言がほとんどない。日頃のやりとりでうれしいこと(自分が買い物などを担当しているが、配偶者から)「何か買ってこようか?」「お風呂沸かしたよ」など、主体的に声をかけられること。

ユースリーダー事業 G-Readersびわっこ 活動スタート!



ジェンダー平等 課題別意見交換会

Biwakko Meeting

テーマ

- 「若者の考えるジェンダー平等」
- 「ジェンダー平等と働き方」
- 「男性から見たジェンダー平等」
- 「教育の場におけるジェンダー平等」
- 「家庭でのジェンダー平等」
- 「メディアとジェンダー」
- 「見える男女差別・見えない男女差別」
- 「性の課題からみるジェンダー平等」
- 「ジェンダー平等を広げていくために」



若者が社会を変える

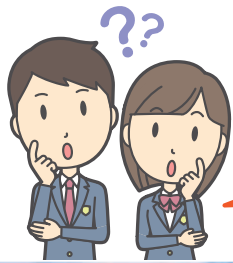
これからの社会においてジェンダー平等を進めていくには、若い世代への啓発が必要です。若年層はジェンダー平等について高齢層よりも理解が進んでいる反面、ジェンダーの問題に気付いていない部分も多くみられ、学びと気づきが大切です。若者が可能性を最大限に発揮できる社会を目指し、自身が主体的にジェンダー平等を押し進めるために、まわりの仲間や大人を巻き込みながら、変化を起こしていくことを目指してユースリーダー事業を開始しました。

ユースリーダー始動!

ユースリーダー事業は「①学びの場の提供」「②学生同士の交流・学び合い」「③ジェンダー平等の発信」の3本の柱で構成し、活動を進めていきます。県内学生が集まり意見交換を重ね、7月30日にユースリーダー事業の一つである「Biwakko Meeting」をスタートさせることができました。第1回は「若者の考えるジェンダー平等」について意見を出し合い、身近な問題への気づきを増やしていきけるような啓発の必要性を再認識することができました。

ジェンダー平等への関心が高まり始めた今、これからの社会を作っていく若者が動き始めました。この動きを加速させるべく、今後も学生自身がエンパワーメントを図り、ジェンダー平等の実現を目指し活動を進めていきます。

「Biwakko Meeting」は毎月テーマを変えて実施しています。若者同志で思いを出し合ってみてください。随時募集していますので気軽に参加してみてください。



オンラインミニ講座

男女共同参画って
なに？
どうして大切なの？

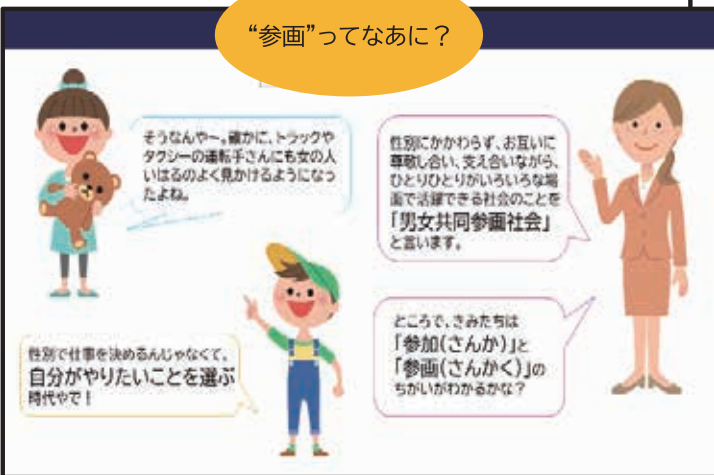


ぜひご活用ください！

男女共同参画について、子どもの目線からわかりやすく解説した映像資料を作成しました。男女共同参画について知る入り口として、ぜひご活用ください。センターのHPからご覧いただけます。



“参画”ってなあに？



海外の取り組み・日本の取り組み

女性の政治への参画をすすめるために

パリテ法(フランス)

パリテ法とは、2000年6月に選挙の候補者を男女同数にすることを定めたフランスの法律の通称です。守らなかった場合罰則もあります。現在は議員や公職だけでなく、「職業的、社会的な責任ある地位」もパリテの対象となっている。

クオータ制

政治システムにおける割当制度のこと。議員や立候補者数を、どちらかの性が一定数以下になるように割り当てを決める制度。

政治分野における男女共同参画推進に関する法律

日本で2019年5月23日に公布・施行された法律です。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に努めることなどを定めています。ただし、理急法であり罰則規定はありません。

日本でも昨年、フランスから19年遅れて政治分野における男女共同参画についての法律ができました。しかし、直後の7月に行われた参議院選挙では女性の候補者の割合は28.1%となり、50%には遠く及びませんでした。



“G-NETしが”は 開所10,000日を迎えました

滋賀県立男女共同参画センターは、昭和61年（1986年）11月27日に「滋賀県立婦人センター」として業務を開始しました。34年目を迎える令和2年（2020年）の4月3日に、開所日通算10,000日を迎えました。

この間、女性のエンパワメントと男女共同参画の実現を願う熱い思いで、センターを利用し、センターを支え、センターのためにご尽力いただきました多くの方々から感謝申し上げます。

振り返りますと、女性の自立と社会参加の促進を目的とした開所当時から、社会経済情勢の変化に伴い、女性活躍推進やワークライフバランスなどの新たな課題への対応が求められ、今まさに「人生100年時代」を迎えています。

そして今年は、「新型コロナウイルス」が世界中を震撼させています。この「コロナ禍」のような非常時には、社会のひずみが顕在化し、「女性の家事・育児負担や労働環境」「女性に対する暴力」の問題などが改めて明らかになっています。

また、一方で男性の生きづらさも看過できない問題です。このような状況の中だからこそ、ますます、男性も女性も「私らしく輝く生き方」ができる社会を目指していく必要があります、そのための取り組みを支援する拠点として、センターは今後も県民の皆様とともに一歩ずつ歩んでいきたいと思ひます。

どうか引き続きご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



初★「三つ星企業」を認証しました！

滋賀県が実施する「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」において、平成27年度の制度創設以来年で、初となる最高位の三つ星企業に下記の2社を認証し、滋賀県知事より認証書を交付しました。

本制度は女性活躍の促進を図ることを目的に、勤続年数や賃金の男女差、法令基準を超える育休制度の設定など、32項目の達成度に応じて、一つ星、二つ星、三つ星の3段階で企業・団体を認証するものです。

認証マーク（三つ星企業）



認証式当日の様子



一般財団法人 近畿健康管理センター

- 所在地：大津市木下町10番10号
- 事業概要：各種健康診断・検査等/医療・福祉業

◆取組状況

女性が継続して働けるような両立支援制度の拡充や、女性の管理職登用を進めるために「エリア限定管理職」や「短時間勤務管理職」など各種制度を導入し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性の活躍を支援。

（寺田美弥子副理事長コメント）

女性活躍の取組を進める中で、抵抗勢力がないとは言えないが、だからこそ、これらの活動が独り立ちし、自然に育つため、常に追い風を送り続けなければならない。今後も、男女両方の意識改革を同時に進め「三つ星認証」をゴールでなく糧とし、更に取り組んでいく。

株式会社 たねや

- 所在地：近江八幡市宮内町3
- 事業概要：和菓子の製造販売/製造業(食料品)

◆取組状況

女性管理職が49%と県平均の14.7%と比べ非常に高く、企業内保育園や育休中の従業員を対象としたママサロンの開催など、子育て支援制度が充実されており、女性の働きやすい職場を実践。

（小玉恵社会部長コメント）

取組を進めるうえで大切に感じたことは、しっかりと耳を傾け、細やかなコミュニケーションをとること。また、続けたいと思える楽しいことをすること。今後もお互いの環境を知り合えるイベントの活用や仕組みを導入していきたい。

滋賀県女性活躍推進企業

250社になりました！



認証企業数は7月末時点で
一つ星149社、二つ星99社、三つ星2社
計250社となりました。

詳細は滋賀県HPでチェック イラスト：タカノキョウコ



「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」

開催期間：令和2年8月28日(金)～9月30日(水)



今年の応援ウィークでは、開催期間に合わせ「9月内定、4月採用」や「事業所内託児所あり」などの育児中の求職者に配慮した求人を集め、ウェブ上の特設サイトで限定公開します！9月12日より採用選考開始となりますので、申込手続き等の詳細は特設サイトでご確認ください！

●特設サイトでは様々なコンテンツをご用意！

- ・女性が活躍する職場見学ツアー動画
- ・多様な業種の紹介動画
- ・お仕事探し情報の提供
- ・保育情報の提供 など



詳細はこちら



●滋賀マザーズジョブステーションでもイベント開催予定！（託児もあります）

- ・あなたのキャリアに役立つ！マザーズジョブステーションセミナー
- ・保育所探しのお役立ち情報の提供
- ・こだわりの求人情報の提供
- ・カウンセリング・相談 など



【滋賀マザーズジョブステーション】
オンライン相談はじめました！

滋賀マザーズジョブステーションは、“働きたい女性”の希望を叶える応援窓口です。遠方にお住まいの方や、お仕事や介護等でなかなか来所できない方向けに、skype(スカイプ)やZoom(ズーム)を利用した「オンライン相談」を始めました。ぜひ、お気軽にご利用ください！

応援ウィークとは？

出産や子育てによる離職後、再就職を希望されている子育て期の方を対象とした応援イベントです。期間中に、保活や再就職に向けてのイベントを集中的に実施します。

オンライン相談の
詳細やご利用方法
はこちら



LINEの友達追加
はこちら



相談の内容

- お仕事さがし
- 転職・現在のお仕事についてのご相談
- 保育園情報や、子育てとの両立のご相談
- 履歴書や職務経歴書の書き方、面接の受け方のアドバイス など

LINE公式アカウントも開設しました！

セミナーやイベントのお知らせを配信していきますので、ぜひご登録ください。

お問い合わせ先

滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡
近江八幡市鷹飼町80-4
TEL:0748-36-1831 (休所日:月曜日、祝休日の翌日)
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前
草津市大路1-1-1ガーデンシティ草津3階
TEL:077-598-1480 (休所日:土・日曜日、祝日)

電子啓発教材「じぶんらしさを大切に」のご案内

本県は、「あらゆる場面で「男女共同参画」を実感できる滋賀へ」を目標に、様々な取組を進めているところですが、具体的な実践につなげるため、あらゆる世代に親しんでいただく啓発教材が求められていました。そこで、日常の何気ない会話の中での「固定的な性別役割分担意識」を題材とした紙芝居形式の動画教材を作成しました！県HPから簡単にご覧いただけます！



約10分

滋賀県の
おとう飯って？



滋賀県 じぶんらしさ

(県HP「インターネットTVしが」)

検索

地域や企業ご家庭での学習に
ぜひご活用ください！



ひとりで悩まず相談を【相談専用電話】0748-37-8739

専用電話にお電話いただければ、直接相談室につながります。匿名でも結構です。まずはお電話ください。電話相談の後、ご希望に応じて面接相談をお受けします。個別にじっくりと悩みや問題をお聴きし、解決に向けて一緒に考えていきます。
 ※男性相談の場合、男性の相談員の対応もできます。さらに、総合相談の後、ご希望に応じて専門相談につながります。
 予約制ですのでまずは専用電話にお電話ください。

**秘密厳守
無料相談**

◆総合相談（電話・面接・カウンセリング）◆

火・水・金・土・日曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
 木曜日 9:00～12:00 17:00～20:30

◆法律相談◆（要予約） ◆DVカウンセリング◆（要予約）

無料託児有り(7日前までに要予約)

女性の就労サポート 総合受付：0748-36-1831 滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡（当センター内）



イラスト
お/おのり

★マザーズ就労支援相談コーナー …… 0748-36-1831

<キャリアカウンセラーによる就労相談、保育情報の提供、各種講座の開催など>

★母子家庭等就業・自立支援センター 0748-37-5088

<ひとり親の方への再就職、転職、訓練、講習会など就業に関する相談や情報提供>

★ハローワークマザーズコーナー …… 0748-37-3882

<職業相談、職業紹介>

☆長浜「子育て応援カフェLOC0」で出張相談を実施しています。

毎週月曜日10:00～15:00（長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜2階 LOCOLiving）

詳しくは総合受付（0749-53-4480）へお問い合わせください。

☆JR草津駅前にも相談窓口があります。滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前

総合受付：077-598-1480 草津市大路1-1-1エルティ932 ガーデンシティ草津 3階 ※休所日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

滋賀マザーズジョブステーションは、「子どもがいるんだけど、どうしたら働けるの?」「子育てが一段落したから、もう一度働きたい!」…そんな想いを持つ女性などが、就職活動をスムーズにはじめてもらえるよう支援する無料の相談窓口です。

無料託児のご案内

当センター主催の講座や相談に参加される場合、託児をご利用いただけます。

7日前までに要予約（各講座、相談等のお申し込みと同時にご予約ください）

幼児室では初めて託児を利用される方でも、安心して預けていただけるように細心の注意を払うとともに、楽しい保育を心がけています。

<託児をご利用いただける年齢>…生後6か月～就学前

<保育をお断りする場合>…熱が37.5度以上、もしくは体調不良と思われる場合、医療的ケアが必要な場合

<その他>…限られた場所とスタッフで異年齢の集団託児を行う都合上、保育が困難となった場合はお迎えをお願いする場合がありますので、ご理解をお願いします

※当センターHPに詳細を掲載しています



〒523-0891

滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

【開所時間】午前9時～午後9時

【休所日】月曜日（祝休日除く）、
 祝休日の翌日、年末年始、施設点検日等

【TEL】0748-37-3751 / 【FAX】0748-37-5770

【E-Mail】g-net@pref.shiga.lg.jp

【HP】https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/

アクセス

JR近江八幡駅下車南口より500m（徒歩10分）または
 JR近江八幡駅南口から近江バス「男女共同参画センター前」下車